

テクニカルショウヨコハマ2016

「横浜ものづくりゾーン」 出展のご案内

横浜市では神奈川県下最大級の工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」において、付加価値の高いものづくりを志向し、実践する市内中小企業を応援するスペースとして「横浜市ブース」を設置しています。

2016年開催よりブース面積を拡張し、また名称を「横浜ものづくりゾーン」とあらため、中小企業の自社PRの場として機能を強化します。

この「横浜ものづくりゾーン」への出展企業を募集します。

テクニカルショウヨコハマ2016 と横浜ものづくりゾーンの概要

(1)テクニカルショウヨコハマ2016について

- 開催期間** ● 平成28年2月3日(水)～5日(金)
- 会場** ● パシフィコ横浜 展示ホールC・D
- テーマ** ● 「未来をひらく新技術」
- 主な出展分野** ● 生産(加工技術、機器・装置・製品)、
環境・エネルギー/
健康・医療・福祉



(2)横浜ものづくりゾーンについて

横浜市の支援メニューを現在活用している企業、市内で共同受注や共同開発を進めている中小企業のグループ及び、さらなる成長のチャンスを模索している中小企業を紹介し、それぞれの企業の成長と発展を応援するためのスペースです。

(面積:約525㎡、※2015年までは375㎡)

出展企業 65社程度

- ・横浜市中心企業新技術・新製品開発促進事業(SBIR)を活用した企業
- ・市内で様々な生産・開発活動をしている中小企業のグループ
- ・テクニカルショウヨコハマ出展を契機に新たな成長を遂げようとしている中小企業など

運営主体

- ・横浜市及び(一社)横浜市工業会連合会

出展のメリット

- ・市内企業間のネットワークが広がります。
- ・通常出展よりも、小規模・安価で出展できます。
- ・展示会・販路開拓の経験豊富な専任スタッフが営業活動を支援します。

今回の募集

- ・15社程度(出展を契機に新たな成長を目指す、ものづくりに関わる市内中小企業)

募集の詳細は、裏面をご覧ください

■展示について

展示には展示台をご使用いただけます。

| 展示台規格(予定) | 出展料 |
|---|-----------------|
| 幅1400mm × 奥行990mm × 高さ750mm (背面ボード:高さ2100mm) | ¥40,000 (税込) |

展示台イメージ
(実際とは異なる場合があります)



- 1 展示台の基調色は黒となる予定です。
- 2 展示台規格は変更となる場合があります。
- 3 展示台の引戸内に変圧装置が設置される場合があります。
- 4 一企業当たり原則一展示台とします。
 - (1)出展料に含まれる経費:
 - ・場所代・ゾーン全体の設営/装飾/デザイン料
 - ・共通備品(照明・社名板・展示台等)
 - (2)出展料に含まれない経費:
 - ・搬出入実費
 - ・展示実演に要する費用(モニターなどの備品レンタル料・電気使用料・パネル製作費等)

■申込について

- 1 募集期間:平成27年9月7日(月)～平成27年9月25日(金)
- 2 募集企業:市内中小企業15社程度(出展を契機に新たな成長を目指すものづくりに関わる中小企業)
※応募者多数の場合は抽選。ただし、出展実績のない企業を優先します。
- 3 出展料: ¥40,000(税込) ※電気使用料及びオプション備品料は別途発生します。
※通常出展では一般的な構成で¥140,400～¥162,000(ただし、横浜市ブースの出展規模とは異なります)
- 4 申込書:市工連ホームページの最新情報より様式をダウンロードし、必要事項をご記入の上、申込先にEmail又はFAXでお申し込みください。
市工連URL: <http://www.y-shikouren.or.jp/>
- 5 申込先:(一社)横浜市工業会連合会 Email:soumu4@y-shikouren.or.jp ・FAX:045-671-7321
※出展の可否については、申込期限後にメールにて連絡いたします。
- 6 その他
 - 既製の展示用什器を使用するため、個別のご要望にはお応えできない場合があります。
 - 横浜ものづくりゾーンの展示台は特別な出展規格となります。テクニカルショウヨコハマ2016の標準ブースの規格とは異なりますので、ご注意ください。
 - 詳細は出展者説明会でお知らせいたします。(12月初旬開催予定)

《注意》 以下1～4の要件を全て満たす中小企業者が対象となります。

- 1 市内において事業を営んでいるもの。 ※登記のみ市内である場合は認められません。
- 2 税金、社会保険及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないもの。
- 3 営業を行う際、法令の規定により官公庁などの許可又は認可が必要な場合には、その許可又は認可を受けていること。
- 4 その他関連法令を遵守しているもの。〔例:健康保険、雇用保険等の加入義務、公害関連法令、立地関連法令等〕

上記の要件に該当する場合でも、以下に該当する場合は申請を受け付けません。

- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- ・法人にあつては、代表者又は役員のうち法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの。
- ・法人格を持たない団体にあつては、代表者が法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するもの。